

(素案)

福島県環境基本計画
【第 4 次】

平成 24 年 10 月 23 日版
福 島 県

目 次

計画概要図	1
第1章 はじめに	2
第1節 計画改定の趣旨	2
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の期間	3
第2章 基本目標と基本姿勢	4
第1節 計画の基本目標と将来像	4
1 基本目標	4
2 計画目標年次の将来像	4
第2節 施策展開に当たっての基本姿勢	5
1 環境回復の推進	5
2 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現	5
第3章 本県の特性	6
第1節 県土の特性	6
第2節 社会的特性	6
第4章 施策の体系と展開	8
第1節 施策体系	8
第2節 施策の展開	9
I 環境回復の推進	9
1 放射性物質による環境汚染からの回復	9
(1) 環境放射能モニタリングの実施	10
(2) 除染の推進	10
(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進	11
(4) 環境創造センター（仮称）の整備	11
2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保	13
II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現	15
1 低炭素社会への転換	15
(1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進	16
(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用	16
(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化	16
2 循環型社会の形成	18
(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進	18
(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進	19
(3) 廃棄物の適正な処理の推進	19
(4) 環境と調和した事業活動の展開	20
3 自然共生社会の形成	21
(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	22
(2) 生物多様性の保全と持続可能な利用	23
(3) 尾瀬地区及び裏磐梯地区的自然環境保全	23
(4) 猪苗代湖等の水環境保全	24

4 良好的な生活環境の確保	25
(1) 大気、水、土壤等の環境保全対策の推進	26
(2) 化学物質の適正管理等の推進	26
(3) 公害紛争等の対応	27
(4) 環境影響評価の推進	27
5 環境に配慮する意識の醸成	28
(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく 環境ネットワーク社会の構築	28
(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成	29
(3) 情報の収集と提供	29
第5章 各主体の役割	30
第1節 行政の役割	30
1 県の役割	30
2 国が果たすべき役割	30
3 市町村に期待される役割	30
第2節 事業者に期待される役割	31
第3節 県民に期待される役割	31
第6章 計画の推進と進行管理	32
第1節 計画の推進と普及	32
1 計画の推進	32
2 計画の普及	32
第2節 計画の進行管理	32
1 計画の進行管理	32
2 計画の見直し	32
環境関連計画の体系図	
指標一覧	
福島県環境基本条例	
脚注索引	

OOOOO(基本目標)

(施策の相互連携)

II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

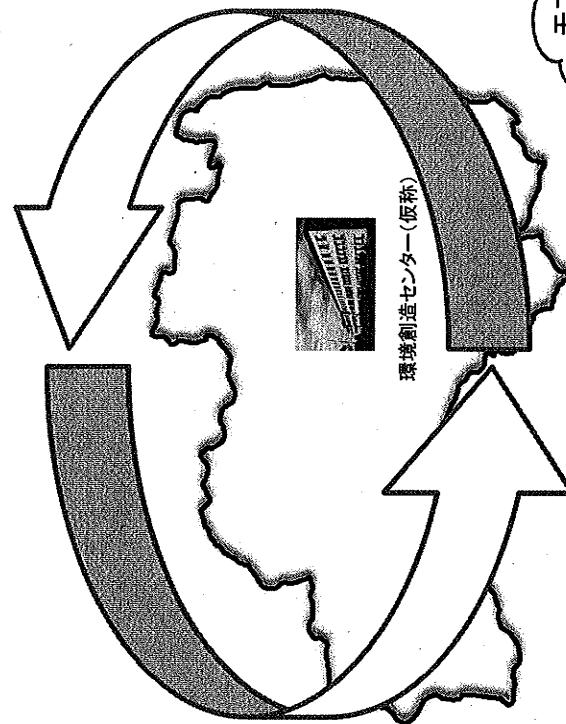
(現行施策のプラスチックアップ)

- 1 低炭素社会への転換
- 2 循環型社会の形成
- 3 自然共生社会の形成
- 4 良好的な生活環境の確保
- 5 環境に配慮する意識の醸成

I 環境回復の推進

(災害対策)

- 1 放射性物質による環境汚染からの回復(モニタリング、除染、廃棄物処理)
- 2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保(事故収束に向けての安全対策等)



猪苗代湖の保全対策
野生鳥獣の適正な保護・管理
更に推進が必要

モニタリング
除染
廃棄物処理
原子力発電所
の安全確保
東日本大震災

第1章 はじめに

第1節 計画改定の趣旨

- 県では、平成8年3月に制定した「福島県環境基本条例」に基づき、平成9年3月に「福島県環境基本計画」を策定し、県民、事業者、市町村などの各主体の参加と連携により積極的に環境保全の取組を進めてきました。
- 環境を巡る社会情勢の変化等を踏まえ、平成14年3月に第2次計画、平成22年3月に第3次計画を策定しました。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した大津波及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害）は、本県に甚大な被害をもたらし、とりわけ、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、大量の放射性物質の放出による県土の環境汚染というこれまで経験したことのない深刻かつ多大な影響をもたらしています。
- これらの状況を踏まえ、新たな課題である東日本大震災からの再生・復興に向けた取組を追加するとともに、現行施策の更なる推進を図り、美しい自然環境に包まれた持続可能な社会を構築できるよう、計画の見直しを行いました。

第2節 計画の性格

- 「福島県環境基本条例」（平成8年3月）第10条の規定に基づき、本県の環境の保全に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画です。
- 県政運営の基本指針として策定された福島県総合計画「〇〇〇〇（現在改定作業中）」の基本目標である「〇〇〇〇（現在改定作業中）」を、環境の面から実現することを目指した計画です。また、本計画の推進に当たっては、東日本大震災からの復興に向けた対応を総合的に示す福島県復興計画と連携して取組を進めます。
- 地球温暖化や廃棄物、水環境などに関する環境分野の個別計画の策定を始め、県の各種計画の策定や施策の実施に際し、本県の環境保全に関する基本的な方向を示すものとして位置付けられる計画です。

- 県の施策はもとより、県民、事業者、市町村などに期待される取組も含めて、各主体の参加と連携・協働を図りながら、環境の保全を一体となって進めるための計画です。

第3節 計画の期間

- 福島県総合計画と将来展望を共有しながら、平成25年度（2013年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）を目標年度とする8か年計画とします。

第2章 基本目標と基本姿勢

第1節 計画の基本目標と将来像

1 基本目標

※福島県総合計画に合わせて変更予定

＜基本目標の検討の方向性＞

県民に分かりやすく、目標達成のプロセスを入れ、具体的な目標（環境が回復しさるに良い状況）が分かるように。

ex ○○○○○○により○○○○○を○○○○します。

(プロセス)

- 県民・行政などあらゆる主体の連携により
○福島に心を寄せる全ての人々の力を結集

(目標)

- より良い環境
 - 子どもたちが安心して暮らせる社会
 - 人々が賑わい集う豊かな社会

2 計画目標年次の将来像（平成32年度）

- 総力を結集した除染の推進により、美しく豊かな県土の回復が進んでいます。
 - 低炭素社会への転換、循環型社会の形成が図られ、持続可能な社会の実現に向けて県民、事業者、市町村など全ての主体が行動しています。
 - 豊かで多様な自然と共生する社会が形成され、良好な生活環境が確保されています。
 - 参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会が構築され、環境配慮等に基づいた取組により、環境と調和のとれたゆとりある生活空間が形成されています。

第2節 施策展開に当たっての基本姿勢

- 施策展開に当たっては、新たな柱立ての「環境回復の推進」に最優先で取り組むとともに、これまで取り組んできた「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」についても更なる推進を図ります。
- 二本の柱の相互連携による施策の相乗効果を図り、環境回復にとどまることなく環境共生・環境創造の実現に向け、県民、事業者、国、市町村など全ての主体の総力を結集し取り組んでいきます。

1 環境回復の推進

- 喫緊の課題である東日本大震災からの再生・復興に向け、環境回復の推進に最優先で取り組みます。

2 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

- 三つの基本原則である「環境保全優先」、「環境影響の未然防止」、「環境と経済、環境と社会の好循環」に基づき、引き続き低炭素社会への転換、循環型社会の形成、自然共生社会の形成などの施策を進め、豊かな自然環境に恵まれた美しい姿を未来に継承していきます。

第3章 本県の特性

第1節 県土の特性

- 本県は、東北地方の最南部に位置し、1万3千783km²という全国第3位の広大な県土面積を有しています。
- 県土の約70%を森林が占めているとともに、阿武隈川、阿賀川を始めとする総延長4千864kmに及ぶ河川、猪苗代湖などの大小の湖沼群、南北160kmに及ぶ海岸線、標高2千m級の山岳、各地に点在する温泉地等を有し、磐梯朝日国立公園、尾瀬国立公園に代表される豊かな自然と美しい景観に恵まれています。
- 県土は南北に縦断する阿武隈高地、奥羽山脈によって、浜通り、中通り、会津の3地方に分けられ、それぞれ気候、風土等を異にした地域特性を有しています。また、特定の都市に人口や機能が集中することなく、県内各地に都市が分散した特色ある多極分散型の県土構造を有しています。
- 本県は、東京圏から概ね2百km圏に位置し、北海道・東北地方と関東地方の結節点となっており、高速交通ネットワークとして新幹線や福島空港が整備されるとともに、高速道路の整備などにより日本海側とも結ばれています。
- また、太平洋に沿って延びる海岸線には、火力発電所、原子力発電所が立地し、全国有数の電源地帯を形成していましたが、東日本大震災により、多くの自然や地域資源が被害を受けており、今後の再生が課題となっています。

第2節 社会的特性

(1) 人口

- 本県の人口は、平成10（1998）年1月の213万8千人から減少傾向となり、平成24（2012）年4月現在、197万9千人となっています。
- 東日本大震災の発生後、県内での人口の流動や避難を目的とする若い世代を中心とした県外への人口流出が続いている、活力の低下が懸念されています。
- そのほか、人口減少の原因として、首都圏への人口流出、未婚化、晩婚化の進行、出生数の減少、死亡数の増加などが挙げられます。

- 県外避難者の帰還や人口流出の抑制に向けて、原子力災害の収束、県民が安心して生活できる環境の回復が急務となっています。

(2) 土地利用

- 平成22年における県土面積1万3千783km²の構成は、農用地が11.0%、森林が70.4%、道路が3.8%、宅地が3.5%などとなっています。
- 平成13年から平成22年までの10年間の推移を見ると、農用地は減少が続いている一方で宅地や道路の増加傾向が続いています。また、森林はほぼ横ばいで推移しています。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質により汚染され、避難を余儀なくされている地域もあることから、廃炉に向けた原子力発電所の安全確保、除染等による環境の回復が求められています。

(3) 産業・経済

- 平成22年度の県内総生産は、名目で7兆2千15億円、実質で8兆6千876億円となっており、経済成長率は、名目で△0.4%で4年連続のマイナス、実質では1.2%と3年ぶりのプラスとなっています。
- 原子力災害の反省に立ち、福島県は国及び事業者に対して、県内の原子力発電所の全基廃炉を求めました。このことから、原子力発電所に代わる雇用の創出が求められています。最も有望視されているのが再生可能エネルギー産業であり、2040年頃を目指として、県内の総エネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指しています。

第4章 施策の体系と展開

第1節 施策体系

本計画に掲げる目標を達成するため、施策展開に当たっての2つの基本姿勢を踏まえ、以下の7つの施策体系により環境保全施策を展開します。

I 環境回復の推進

- 1 放射性物質による環境汚染からの回復
 - (1) 環境放射能モニタリングの実施
 - (2) 除染の推進
 - (3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進
 - (4) 環境創造センター（仮称）の整備
- 2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

- 1 低炭素社会への転換
 - (1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進
 - (2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用
 - (3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化
- 2 循環型社会の形成
 - (1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進
 - (2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進
 - (3) 廃棄物の適正な処理の推進
 - (4) 環境と調和した事業活動の展開
- 3 自然共生社会の形成
 - (1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
 - (2) 生物多様性の保全と持続可能な利用
 - (3) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全
 - (4) 猪苗代湖等の水環境保全
- 4 良好的な生活環境の確保
 - (1) 大気、水、土壤等の環境保全対策の推進
 - (2) 化学物質の適正管理等の推進
 - (3) 公害紛争等の対応
 - (4) 環境影響評価の推進
- 5 環境に配慮する意識の醸成
 - (1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築
 - (2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成
 - (3) 情報の収集と提供

第2節 施策の展開

I 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

現状と課題

東日本大震災は本県に甚大な被害をもたらし、とりわけ、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、大量の放射性物質の放出により広範にわたり環境を汚染し、多数の県民が避難を余儀なくされるなど、深刻かつ多大な影響をもたらしました。そのため、除染により、放射線による生活環境に及ぼす影響を早急に低減させることが本県復旧・復興の大前提となっています。

また、放射性物質に汚染された廃棄物や災害廃棄物が大量に発生しています。

(1) 放射線量の把握及び情報提供が必要

事故由来放射性物質による環境汚染対策の検討や、正確な情報発信による県民の安全・安心の確保等のため、きめ細かな放射線量の把握、放射線に関する分かりやすい情報提供などが求められています。

(2) 除染の速やかな実施が必要

県民の一刻も早い帰還や、県民が安心して健やかで快適な暮らしを享受し、将来世代にも引き継いでいくために、放射性物質に汚染された県土の除染を速やかに実施することが求められています。

また、方針が定まっていない生活圏以外の森林や河川については、その除染方法の確立が求められています。

(3) 廃棄物の適正かつ速やかな処理が必要

放射性物質に汚染された廃棄物や災害廃棄物の処理について、処理施設等周辺住民の放射性物質に対する懸念から、処理施設における処分が進まず、焼却灰や下水汚泥などの廃棄物が大量に一時保管されており、速やかな対応が求められています。

また、指定廃棄物等の保管・処分を行う施設の確保が大きな課題となっています。

施策の展開方向

(1) 環境放射能モニタリングの実施

○ きめ細かな監視・測定

国、県、市町村等関係機関の連携の下、身近な生活環境（大気、河川、地下水、海域、土壤、野生鳥獣など）の放射性物質による汚染状況について、きめ細かな監視及び測定を継続的に実施し、その結果を迅速かつ分かりやすく公表します。

(2) 除染の推進

○ 総力を結集した除染の推進

除染は、国、県、市町村等関係機関の連携の下、総力を結集し一体となってできるだけ速やかに行うこととし、取組に当たっては、子どもの生活環境から優先的に実施していきます。

また、速やかな除染の実施のため、リスクコミュニケーションを強化し、住民理解を促進することにより仮置場を確保するなど、除去土壤の適正な処理を進めています。

- ① 除染特別地域では、国が主体となって、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指し、住宅・道路・学校施設・公園・農地・森林などの除染を行います。
- ② 除染特別地域以外の地域では、市町村が策定する除染実施計画に基づき、追加被ばく線量が速やかに年間1ミリシーベルト以下になることを目指し、市町村、県及び国が除染を行います。

(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進

○ 汚染廃棄物の適正処理

放射性物質に汚染された廃棄物を適正処理するため、国、県、市町村、事業者等がそれぞれの役割を担い、連携しながら適正かつ効率的な処理を行っていきます。

- ① 指定廃棄物は、国が処理するまでの間、適正に保管を行うとともに、処理に係る住民理解の促進を図るほか、これより汚染レベルが低い廃棄物は、市町村・関係機関等と連携し、既存施設での円滑な処理に取り組みます。
- ② 国による指定廃棄物及び汚染廃棄物対策地域内の廃棄物の速やかな処理を促進します。

○ 災害廃棄物の適正処理

災害廃棄物を速やかに適正処理するため、国、県、市町村等がそれぞれの役割を担い、連携しながら適正かつ効率的な処理を行っていきます。

- ① 県は、市町村等が可能な限り再生利用を図りながら計画的に災害廃棄物の処理を進めることができるよう支援します。
また、適正な一時保管・処理方法の周知のため、専門家派遣や処理施設への立入調査を行うほか、既存処理施設の活用に向けた住民理解の促進に努め、必要に応じ仮設処理施設設置に向けた用地確保や産業廃棄物処理施設の確保に係る調整など、市町村等のそれぞれの課題に応じ、支援していきます。
- ② 国は、汚染廃棄物対策地域における直轄処理事業、要請がある等した特定被災地方公共団体の代行処理事業により災害廃棄物の処理を推進します。

(4) 環境創造センター（仮称）の整備

○ 環境創造センター（仮称）の整備

県民が安心して生活できる環境を一刻も早く回復し、将来に向けて安心して快適に暮らせる環境を創造するため、この取組の中核拠点として環境創造センター（仮称）を整備します。

環境創造センター（仮称）においては、国内外の英知を結集し、効果的・効率的な除染技術の確立、汚染状況の詳細なモニタリング、放射性物質の動態解明、人材育成等に取り組み、環境回復にとどまることなく、子どもたちが安心

して暮らせる環境を創造し、本県の豊かな自然環境に恵まれた美しい姿を未来に継承します。

① 環境回復

② 環境創造

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

現状と課題

国は平成23年12月に東京電力福島第一原子力発電所事故の収束を宣言しましたが、その後もトラブルが度々発生するなど、県民の不安は依然として解消されません。

県では、県内に立地する全ての原子力発電所の廃炉を求めていますが、国からはまだ、全基廃炉の方針は出されていません。現在、廃炉が決定された東京電力福島第一原子力発電所1～4号機においては、「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づきプラントの安定維持と燃料取出し等の廃炉に向けた準備が進められていますが、原子炉内で溶融した燃料が把握できない状況や、放射性物質の漏えいが続いている。

○ 県内原子力発電所の全基廃炉の実現と廃炉等の取組における安全確保が必要

廃炉が決定された東京電力福島第一原子力発電所1～4号機については、事故の完全収束と今後30～40年にわたる廃炉作業が安全かつ着実に実施されていくことが必要です。

また、東京電力福島第一原子力発電所5・6号機と福島第二原子力発電所については、県は廃炉を求めています。廃炉までの間、冷温停止が安定的に維持されていくことが必要です。

○ 原子力発電所周辺の放射線モニタリングが必要

原子力発電所の周辺において、放射性物質の追加的な放出や異常事象による放出を迅速に検知するためのモニタリングが必要です。

○ 迅速かつ分かりやすい情報提供が必要

県民の不安を解消するためには、廃炉等に向けた取組の進捗状況や安全対策に関する全ての情報を迅速かつ分かりやすく提供していくことが必要です。

施策の展開方向

○ 県内原子力発電所の全基廃炉の要請と廃炉等の取組における安全確保

県内に立地する全ての原子力発電所の廃炉を引き続き求めるとともに、国と東京電力の責任において、東京電力福島第一原子力発電所1～4号機の事故の完全収束と廃炉作業が安全かつ着実に進められるよう求めていきます。

また、国と東京電力から定期的に報告を求め、必要に応じて現地調査等を行うとともに、県独自の監視体制を構築し、立地自治体の立場から国と東京電力の取組を厳しく監視していきます。

○ 原子力発電所周辺の放射線モニタリングの実施

原子力発電所からの放射性物質の放出を、迅速に検知するためのモニタリング体制を充実していきます。

○ 県民への迅速かつ分かりやすい情報提供の実施

国と東京電力の責任において、廃炉等に向けた取組の進捗状況や安全対策に関する全ての情報を、県民に迅速かつ分かりやすく提供するよう求めていきます。

東京電力からの通報連絡事項、廃炉に向けた取組の現地調査の結果、モニタリング結果等について、ホームページ等を通じて県民への情報提供を進めています。

II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

現状と課題

地球の気温はここ 100 年で 0.74°C 上昇し、その原因は、人間活動によって発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いとされています。国と福島県では、温室効果ガス排出量の抑制を図るため、数値目標を掲げて対策に取り組んできましたが、東日本大震災、特に東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として平成 24 年 9 月に見直された「革新的エネルギー・環境戦略」によると、従来より温室効果ガス排出量が増加することが予想されています。

また、福島県における再生可能エネルギー導入量（原油換算）は平成 14 年度の 174 万 8,141kl から平成 23 年度には 196 万 8,824kl へと増加しています。一方、経済情勢の悪化により、企業の投資意欲が減退していることなどから、県内への再生可能エネルギー関連産業の工場立地件数は伸び悩んでいます。

(1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進が必要

温室効果ガスの増加による気温上昇は、生態系、食料、健康等に多大な影響を及ぼすことから、県民、事業者、市町村などあらゆる主体が地球温暖化防止に向け、温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいく必要があります。

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用が必要

原油・石炭などの化石燃料の将来的な枯渇や本県の再生可能エネルギーのポテンシャルなどを踏まえ、再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用を進めていくことが大切です。

(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化が必要

原子力に頼らない持続的に発展可能な社会づくりを進めるため、再生可能エネルギー関連産業の活性化を図る必要があります。

施策の展開方向

(1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進

○ 省資源・省エネルギーの取組の推進

地球温暖化防止に向け、県民、事業者、市町村などのあらゆる主体が温室効果ガスの発生を最小化する省資源・省エネルギーの取組を進めます。

○ 環境負荷の少ないまちづくりの推進

「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を進めるとともに、公共交通機関の利用促進や企業における環境にやさしい物流システム構築の促進、公共建築物等への県産材利用拡大などにより、環境への負荷の低減を図ります。

○ 森林整備の推進

二酸化炭素吸収源としての働きを十分に發揮させるため、森林施業と放射性物質の除去・低減を一体的に進めながら、県民参加の森林づくりの促進や林業労働力の確保・育成等に取り組み、間伐等の森林整備を進めます。

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用

○ 再生可能エネルギーの普及拡大

再生可能エネルギーの普及啓発を進めるとともに、一般家庭、事業所、市町村への導入支援や県有施設への率先導入を進めます。

また、世界初の浮体式洋上ウィンドファームの設置を目指します。

○ エネルギーの有効利用

工場・事業場等における温排水廃熱の有効利用を促進するとともに、間伐材や枝葉、木材加工残材などの木質バイオマスについて、再生可能エネルギーの燃料としての利用を進めます。

(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化

○ 再生可能エネルギー関連産業の集積・育成

再生可能エネルギー関連産業の企業立地や設備投資、さらには事業者間のマッチング、新規販路開拓などを支援し、再生可能エネルギー関連産業の集積・

育成を図ります。

また、国の浮体式洋上風力発電実証研究事業を踏まえ、風力発電産業の研究・試験を行う拠点の整備と関連産業の集積を目指します。

○ 再生可能エネルギー分野における技術の開発と普及促進

再生可能エネルギー分野の技術開発を支援するとともに、技術の普及促進を図ります。

また、新たに立地する独立行政法人産業技術総合研究所を中心に、产学研官が連携して、「ふくしま発」次世代太陽光電池などの新技術の開発を目指します。

2 循環型社会の形成

現状と課題

マイバッグの持参など、県民一人一人の環境に負荷をかけない取組を促進しており、一般家庭や事業所から排出される廃棄物は減少傾向にありますが、東日本大震災により放射性物質に汚染された廃棄物や災害廃棄物が発生しています。

また、産業廃棄物の不法投棄量は指標設定時と比較して増加、さらに事業者等の環境負荷低減活動への取組を示す ISO14001 の認証取得状況は近年減少傾向にあります。

(1) 環境に負荷をかけない意識への転換が必要

県民一人一人が環境に負荷をかけないライフスタイルへの意識の転換を更に推進する必要があります。

(2) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進が必要

更なる廃棄物の発生抑制とともに、再使用、再生利用の推進が求められています。

(3) 廃棄物の適正な処理の推進が必要

放射性物質に汚染された廃棄物や災害廃棄物も含め、廃棄物の適正な処理の推進が求められています。

(4) 環境と調和した事業活動の推進が必要

環境と調和した事業活動の更なる推進が求められています。

施策の展開方向

(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進

○ 地球にやさしいライフスタイルの推進

県民、事業者等に広く環境意識の浸透を図るため、「地球にやさしいライフスタイル」の普及啓発を推進します。

○ 県民運動と連携した環境保全活動の推進

県民、事業者、市町村などのあらゆる主体があらゆる局面において、環境保全活動に関する県民運動の推進母体である「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」と連携しながら、資源循環や省資源・省エネルギー等の取組を積極的に推進します。

(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進

○ あらゆる分野での廃棄物の発生抑制の推進

ごみ処理の有料化、使い捨て製品の製造販売自粛や簡易包装の導入、産業廃棄物排出抑制事業の支援等を推進します。

○ 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進

廃棄物の発生抑制を主とし、分別収集の徹底によるマテリアルリサイクルの促進や、サーマルリサイクルを進めるための焼却施設に発電設備を導入することなどにより、3Rを更に推進します。

また、原子力災害による影響を踏まえた、再生利用に関する情報の整備や事業者育成、各種リサイクル法の推進による循環資源としての再使用、再生利用等を推進します。

(3) 廃棄物の適正な処理の推進

○ 県民への正しい知識の普及啓発

県民に対して、廃棄物の排出者責任や廃棄物処理の正しい知識の普及啓発に努めます。

○ 業者への監視・指導の強化

排出事業者及び処理業者に対して、排出者責任・適正処理に関する意識の啓発を図るとともに、適正な廃棄物の処理と廃棄物処理施設の維持管理が行われるよう徹底した監視・指導に取り組みます。

○ 不法投棄防止対策の強化

不適正な処理防止に関する意識の啓発や、排出事業者及び処理業者に対する監視・指導、不法投棄パトロールの強化等、不法投棄防止対策の強化を図ります。

○ 不適正処理事案対策の早期処理

関係機関相互の連携強化により被害実態の把握とその拡大防止に努めるとともに、原因者責任に基づく早期の原状回復を図ります。

○ 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正処理

これらの取組に加え、11頁「(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進」の施策を一体的に進めていきます。

(4) 環境と調和した事業活動の展開

○ 環境にやさしい事業活動の促進

省資源・省エネルギー、環境保全のための施設設備導入など事業者の環境に配慮した活動への支援、マイバッグ持参の推進、グリーン購入の一層の推進等県自ら環境に配慮した物品の率先購入等に取り組みます。

○ 環境負荷低減に資する取組の創出・育成

「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」や「産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業」の推進、廃棄物や未利用資源の再資源化に向けた研究開発の推進・新技術の普及を図ります。

○ 環境と共生する農林水産業の促進

本県農業の持続的発展と循環型社会の形成を推進するため、放射性物質による汚染状況など安全性を確認しながら、環境と共生する農業の促進、畜産農家と耕種農家の連携、木質バイオマスなどの森林資源の活用促進、資源管理型農業やつくり育てる漁業の促進等に取り組みます。

○ 中小企業への支援

中小企業の公害防止、リサイクルや省エネ等の環境保全活動を促進するための融資制度の充実に努めます。

○ 環境保全のための施設整備支援

産業廃棄物処理施設等の環境整備支援や、景観の保全と当該施設に対する地域理解の促進を図ります。

3 自然共生社会の形成

現状と課題

ラムサール条約登録湿地である尾瀬地区や大小300を超す湖沼群を有する裏磐梯地区を始め、本県が有する豊かな自然と多様な動植物の適正な保護管理に努めていますが、イノシシによる農業被害やツキノワグマによる人身被害を始め、野生生物と人とのあづれきが増加しています。

また、猪苗代湖の水質は湖水の中性化に伴いCOD値が上昇する傾向にあり、水質悪化が懸念されています。

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの促進が必要

本県が有する豊かな自然環境の保全、県民が自然とふれあう場の提供とともに、自然環境の保全施策に関する県民の理解や保全活動への積極的な参加を促進することが求められています。

(2) 生物多様性の保全と持続可能な利用が必要

イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ及びカワウ等の野生動物と人とのあづれき増加への対策や外来種への対応等を適切に行いながら、希少な野生動植物の保護を始め生物多様性の保全を図るとともに、その持続可能な利用が求められています。

(3) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の一層の自然環境保全が必要

ニホンジカの食害への対策を始め、尾瀬地区や裏磐梯地区の自然環境保全対策の一層の推進が求められています。

(4) 猪苗代湖等の水環境保全が必要

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境保全対策を一層推進していく必要があります。

施策の展開方向

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進

○ 自然公園等での自然環境の保全推進

自然公園、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域における各種規制や指導、状況調査、保護及び適正利用のための公園施設の整備や保全修復事業等を推進します。

○ 自然環境の保全に関する普及啓発の推進

貴重な生態系の維持、身近な自然環境の保全や農地・森林が持つ様々な公益的機能の理解等について普及啓発を進めるとともに、自然環境に関する情報収集・提供や、保全活動を行うボランティア団体のネットワーク化等を推進します。

○ 身近な自然環境の保全の推進

里地里山や水辺地等の自然環境の保全・復元、また都市公園の整備による都市の緑化等を進めます。

○ 森林や農地等のもつ多面的な機能の確保

農業生産活動を通じての土壌浸食・土砂崩壊の防止や水源かん養機能の維持、森林の計画的な除間伐・保安林の指定などの適正管理や森林ボランティア団体の支援を推進します。また、治水・利水などの施策、沿岸域の良好な漁場環境や生態系の保全等の施策に取り組みます。

○ 自然とのふれあいの場の整備推進

国立、国定及び県立の自然公園や、「ふくしま県民の森」「福島県昭和の森」などの県立公園における自然環境の保護と利用促進、都市公園等の整備を促進するとともに、河川、ダム、海岸線等整備に当たっては個々の特徴を踏まえた自然景観との調和や親水性の向上に配慮します。

○ 各種情報の提供等の促進

自然とのふれあい活動の推進のため、ふれあい活動やマナーに関する情報提供、ボランティアとの協力・連携による啓発活動の推進、さらにはエコツーリズム、グリーンツーリズム等の促進を図ります。

(2) 生物多様性の保全と持続可能な利用

○ 野生動物の保護管理の取組の推進

「鳥獣保護事業計画」に基づく鳥獣保護区の設定等により、野生鳥獣の生息環境の保護を図ります。さらに、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ及びカワウについて特定鳥獣保護管理計画を定め、市町村や捕獲従事者等と連携しながら、人とのあづれきを軽減するための対策を進めます。また、野生動物の放射線モニタリング調査を行い、必要な対策を講じていきます。

○ 野生動植物の保護・救護の取組の推進

「野生動植物保護アドバイザー」や「野生動植物保護サポーター」を活用し、希少野生動植物の継続的な情報収集に努めます。

また、福島県鳥獣保護センターにおける傷病鳥獣救護の充実を図るため、野生動物救急救命医（E R ドクター）との連携を強化するとともに、野生動植物の生息空間の分断を招かないような道路整備等に取り組みます。

○ 外来種からの生態系や県民生活への被害防止

外来生物等の県民への啓発及び情報提供、調査、防除対策等を進めます。

○ 生物多様性の持続可能な利用

日々の生活を始め、産業活動においても生物多様性に配慮し、それらを減少させない適正な方法で利用することにより、生物多様性による豊かな自然の恵みを将来にわたって継承します。

(3) 尾瀬地区及び裏磐梯地区的自然環境保全

○ 尾瀬地区的自然環境保全の促進

各種行為に対する規制や指導、調査、植生復元や公園施設整備、適正利用の啓発、ニホンジカの食害への対策の推進、さらには尾瀬保護財団等の関係機関と連携した保全活動等の取組を進めます。

○ 裏磐梯地区的自然環境保全の促進

各種行為に対する規制や指導、調査、各種情報提供や環境教育の機会増大などに取り組みます。

(4) 猪苗代湖等の水環境保全

○ 水環境悪化の防止

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質保全に関する条例等による各種規制措置などの水質汚濁防止対策、県民参加によるヨシ刈り、富栄養化防止のための下水道、農業集落排水施設及び窒素りん除去型浄化槽等の整備促進、汚濁負荷低減に配慮した農業・水産業や森林づくりを進めます。

なお、刈り取ったヨシ等は放射性物質の検査を行ったうえで有効利用を進めます。

○ 関係機関との連携の推進

大学等の研究機関や環境保全団体との連携を強化し、調査研究やその成果を広く発信するほか、「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」等の啓発や保全活動を通じて、流域が一体となった水環境保全活動を更に推進します。

4 良好的な生活環境の確保

現状と課題

大気環境については依然として光化学オキシダントの環境基準が達成されておらず、水環境については公共用水域の環境基準達成状況がほぼ横ばいの状態となっています。また、ダイオキシン類のモニタリング調査においては、全ての調査地点で環境基準を達成しています。

公害苦情件数については近年減少傾向にあるほか、環境への影響の未然防止のため、環境影響評価制度の運用等を行っています。

(1) 大気、水、土壤等の環境保全対策が必要

良好な環境を確保するため、県土の除染を進めながら、大気・水環境の保全対策や土壤汚染、騒音、振動、悪臭等への対策を進めることが必要です。

(2) 化学物質の適正管理等が必要

環境中のダイオキシン類等の化学物質のモニタリング調査等を実施していく必要があります。また、化学物質リスクコミュニケーションを進めることが大切です。

(3) 公害紛争等への適切な対応が必要

生活環境の保全を図るため、複雑多様な公害紛争等について、今後も適切に対応していくことが必要です。

(4) 環境影響評価の推進が必要

開発事業の実施に当たり環境保全への十分な配慮を確保するため、環境影響評価制度を適切に運用するなど、環境への影響の未然防止対策を進めることが大切です。

施策の展開方向

(1) 大気、水、土壤等の環境保全対策の推進

○ 大気・水環境保全対策の推進

大気環境や地下水、公共用水域の常時監視、アスベスト調査等を実施するとともに、工場・事業場等の監視・指導を行い、緊急時には迅速・適確な措置を講じます。また、生活排水に起因する水質汚濁の未然防止を図るため、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等の整備を促進します。

○ 土壤汚染対策の推進

県土の除染を進めながら、土壤汚染状況の調査や土壤汚染区域の指定、農用地の汚染土壤の適正処理・浄化対策の促進等により、土壤汚染対策を進めます。

○ 騒音、振動、悪臭の被害防止

騒音、振動、悪臭の発生源に対する規制指導等によりこれらの被害の防止に努めます。

○ オゾン層の保護及び酸性雨対策の推進

フロン類適正回収についての普及啓発等によりオゾン層の保護を進めるとともに、排出基準等の遵守指導や低公害車の普及促進などにより酸性雨の原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物の排出抑制を図ります。

(2) 化学物質の適正管理等の推進

○ 化学物質による環境汚染の未然防止

大気・水・土壤等の環境中に含まれるダイオキシン類等の化学物質のモニタリング調査や工場・事業場等への立入検査などにより、化学物質による環境汚染の未然防止に努めます。

○ 化学物質リスクコミュニケーションの推進

化学物質に関する情報をデータベース化し分かりやすく提供するとともに、専門家派遣などにより事業者の取組を支援し、化学物質リスクコミュニケーションを進め、環境中の排出削減意識の高揚を図ります。

(3) 公害紛争等の対応

- **公害紛争の迅速かつ適切な解決**

公害紛争の処理に当たっては、「公害紛争処理法」に基づき、あっせん、調停、仲裁を行い、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図ります。

- **公害苦情等への適切な対応**

地域住民の公害等に関する苦情について適切に対応するとともに、公害による被害が発生した場合には、被害者の救済が円滑に図られるよう努めます。

(4) 環境影響評価の推進

- **環境影響評価制度の運用等による環境保全**

環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例を適切に運用するとともに、法令に基づく手続きが適用されない復興事業については、簡素化した環境影響評価が確実に実施されるよう指導するなど、震災からの迅速な復興と環境保全の両立を図ります。

また、自然環境や生態系の保全に配慮した公共事業を進めます。

- **大規模な開発行為への事前指導**

大規模な開発行為について、震災からの復旧・復興に伴う対応等も含めた総合的な事前指導を行い、地域の自然的条件等に応じた適正かつ合理的な土地利用が図られるよう誘導します。

5 環境に配慮する意識の醸成

現状と課題

県民の環境問題に対する意識は高まってきており、様々な主体で構成するネットワーク組織も設立されていますが、原子力災害の影響により、屋外での活動が減少しています。

また、景観法に対応した福島県景観条例及び景観計画に基づき施策を展開し、良好な景観の保全、継承に努めており、景観行政団体には6市町（平成24年9月1日現在、法定の2中核市除く）が移行しています。

(1) 環境教育・学習機会の充実と、参加と連携・協働による環境保全活動の取組の推進が必要

環境教育・学習機会の充実などにより、環境保全活動をより一層促進することが大切です。また、各主体の参加と連携・協働による取組を推進していくことが必要です。

(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成が必要

県と市町村が連携して景観形成活動を展開していくとともに、環境美化活動を促進する必要があります。

(3) 情報の収集と提供の強化が必要

県民、事業者等の環境保全の取組や理解の促進を図るため、様々な情報を広く分かりやすく提供することが大切です。

施策の展開方向

(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

○ 環境教育・学習機会の充実と指導者の育成

多様な場における環境教育・学習機会の充実を図るとともに、地域において環境教育を推進する指導者を育成します。

○ 県域を越えた取組の推進

広域的な環境問題の解決に向け、流域が一体となった環境保全活動の促進や尾瀬における自然環境保護の総合的な施策の推進など、県域を越えた取組を進めます。

○ 環境創造センター（仮称）の整備、参加と連携・協働による環境活動の推進

原子力災害のみならず総合的な環境問題の解決に向け、あらゆる主体による持続可能な社会の構築に向けた取組を促進するため環境創造センター（仮称）を整備し、環境保全への取組の支援組織である「ふくしま環境活動支援ネットワーク」の機能もいかしながら、各主体の参加と連携・協働による環境活動を進めます。

(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

○ 自然景観や歴史的景観の保全、継承

良好な景観形成に不可欠な歴史的建造物等について、震災被害からの修復を進めます。また、福島県景観条例及び景観計画に基づきながら、自然景観や歴史的景観を保全、継承するとともに、景観に配慮した公共事業を進めます。

○ 景観形成活動の促進

景観法に基づく市町村の景観行政団体への移行や景観計画策定に向けた支援を行うとともに、県民や事業者等の景観形成活動を促進します。

○ 環境美化活動の促進

美しい景観を保全するため、県民、事業者等の環境美化活動の促進と環境美化意識の高揚を図ります。

(3) 情報の収集と提供

○ 情報の収集・提供機能の強化

ホームページの充実を始めとして、環境に関する様々な情報の収集・提供機能の強化を図ります。

○ 分かりやすい情報の提供

環境保全活動について、活動効果の「見える化」を図るなど、分かりやすい情報の提供に努めます。

第5章 各主体の役割

第1節 行政の役割

1 県の役割

- 県は、県内における環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 県は、環境の保全を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する環境の保全に関する施策を支援します。
- 県は、一事業者、一消費者としての立場から、環境保全に配慮した取組を率先して実行します。
- 県は、国や他の地方公共団体との連携・協力、及び国際的な連携・協力に努めます。

2 国が果たすべき役割

- 国は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 国は、原子力発電所事故由来の放射性物質による環境汚染について、国の責任において必要な対策を講じます。

3 市町村に期待される役割

- 市町村は、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、実施するよう努めます。
- 市町村は、県及び国が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めます。
- 市町村は、一事業者、一消費者としての立場から、環境保全に配慮した取組を率先して実行します。
- 市町村は、環境保全に関する知見を生かした国際協力などの取組を推進します。

第2節 事業者に期待される役割

- 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じます。
- 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講じます。
- 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより生ずる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源などの環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めます。
- 事業者は、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力します。

第3節 県民に期待される役割

- 県民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴い生ずる環境への負荷を低減するよう自主的かつ積極的に努めます。
- 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力します。

第6章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進と普及

1 計画の推進

- 県は、環境の保全に関する各種施策の策定や事業の実施に当たっては、本計画との整合を図ります。
- 県民、事業者、市町村等と連携し、計画の推進を図ります。
- 本計画の着実な実行を図るため、各種施策の実施状況を把握、評価し、計画の適切な推進を図ります。

2 計画の普及

- 本計画の目標を実現するためには、県民、事業者、市町村などの全ての主体が環境保全のための自主的かつ積極的な取組を行うとともに、各主体の連携を図ることが必要であることから、各種の広報手段により、本計画の目的、内容等について周知を図り、各主体の積極的な環境保全活動の実施及び連携を働きかけます。

第2節 計画の進行管理

1 計画の進行管理

- 毎年度、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の状況を環境白書として公表します。
- 環境白書は、環境審議会に報告し、進行管理を行います。

2 計画の見直し

- 今後の環境の状況の変化と社会経済情勢などに対応して、必要に応じて見直しを図ります。